

告示

埼玉県告示第二百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
阪神調剤薬局新所 沢店	所沢市中富一八 七五―一〇	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和二年一月三十 一日
阪神調剤薬局 深谷店	深谷市原郷三九 八―五	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和二年一月三十 一日
阪神調剤薬局 玉日高店	日高市栗坪一〇 六―一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和二年一月三十 一日

戸田ほほえみの郷	居宅介護支援事業所さや	在宅サポート21 狭山訪問看護ステーション	
戸田市大字上戸 田五―四	春日部市内牧字 四方谷五〇六六 ―一	狭山市水野五九 四	
介護老人福祉施設	居宅介護支援	介護予防訪問介護	居宅介護支援
平成二十年三月三十一日	平成三十年七月三十一日	平成三十年三月三十一日	平成十九年十月三十一日